

「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」(平成27年12月15日民間資金等活用事業推進会議決定)について、資料2-2のとおり改定を行う。改定のポイントは以下の通り。

1. 序文に前回の指針発出以降の取組と現状及び今般の改定の趣旨を記載

人口20万人以上の地方公共団体においては、本指針等に基づき、優先的検討規程の策定及び運用が進められてきたところ。

一方、PFI実施経験のある地方公共団体は、人口規模等により大きな差があるが、厳しい財政状況の中で、効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めるために、人口20万人未満の地方公共団体においてもPPP/PFIの導入を進めることが重要である。

このため、「新経済・財政再生計画 改革工程表2020」(令和2年12月18日)において、「人口20万人未満の自治体へのPPP/PFIの導入が加速する方策等の措置を講じる。」とされたところ。

これを踏まえ、今般、地方公共団体におけるPPP/PFIの更なる導入促進を図るべく、指針に基づき優先的検討規程を定め、優先的検討を促す地方公共団体を、人口20万人以上の団体から人口10万人以上の団体とする改定を行うもの。

2. 優先的検討規程の策定を求められる地方公共団体の対象を拡大

2. 優先的検討規程の策定等(第2パラグラフ)

(現在の記載)

公共施設等を管理する人口20万人以上の地方公共団体は、地域の実情を踏まえ、本指針に基づき、それぞれ管理する公共施設等について優先的検討規程を定め、これに従って優先的検討を行うことが求められるほか、これ以外の地方公共団体であっても同様の取組を行うことが望ましい。

(改定案)

公共施設等を管理する人口**10万人以上**の地方公共団体は、地域の実情を踏まえ、本指針に基づき、それぞれ管理する公共施設等について優先的検討規程を定め、これに従って優先的検討を行うことが求められるほか、これ以外の地方公共団体であっても同様の取組を行うことが望ましい。